

関東財務局における無登録業者等への対応について

悪質な投資勧誘被害の発生防止のため、
関東財務局では、二つの取組みを推進！

無登録業者等への対応

無登録で金融商品取引業を行っている者に対する警告書発出等

利用者等への対応

利用者からの相談受付や注意喚起のための広報活動等

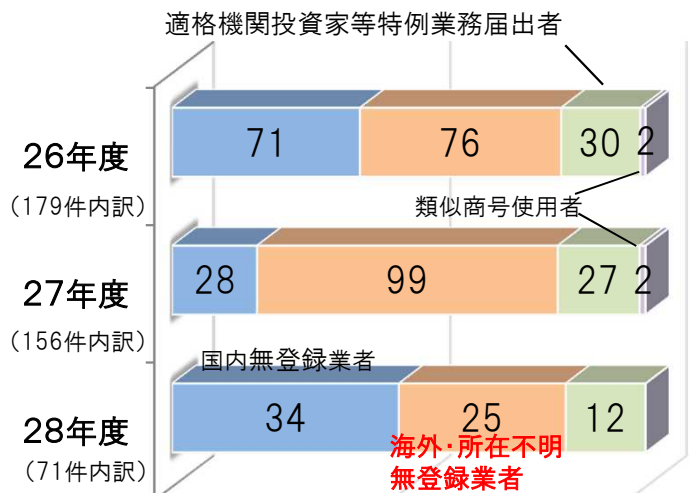
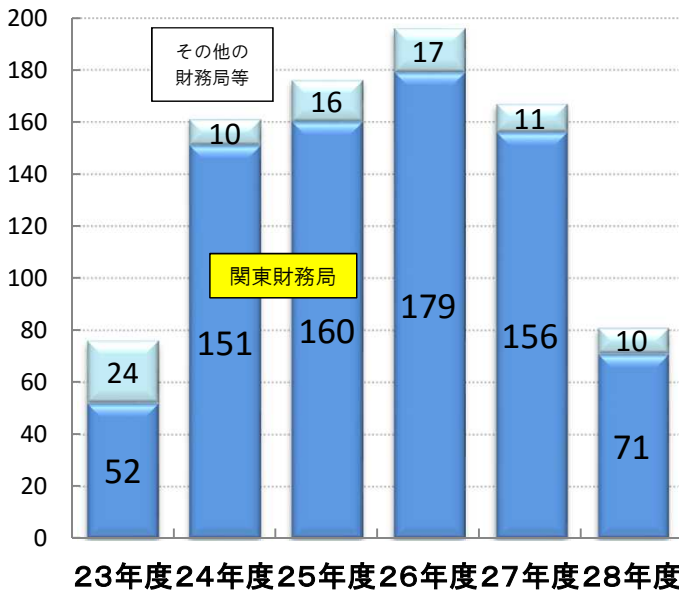
無登録業者等への対応状況（監督指針に基づく対応）

当局は、金融庁の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に基づき、利用者から寄せられた情報等をもとに勧誘実態等の把握に努め、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明した者等に対し、

- ①違法な営業行為を直ちにやり止めるよう求める [警告書を発出](#)
- ②警告書を発出した事実等を [ホームページで公表](#)
- ③警告書を発出した無登録業者等の情報を [警察当局に提供](#)する等の取組みを行っています。

詐欺的な投資勧誘に
無登録業者が関与

無登録業者等に対する警告書発出件数



◆ ご注意ください！

「過去の投資により被害を受けた社債や未公開株等を高く買い取る」などと持ちかけたうえ、代わりに別の金融商品の購入や手数料の支払いを求める『被害回復（買取）型勧誘』による二次被害が多く発生しています。実際に買い取りが行われることはありません。

海外無登録業者とのFX取引・バイナリーオプション取引において、出金に応じてもらえないなどのトラブルが急増しています。「簡単に稼げる」といった、インターネット広告やブログ等が数多く存在しますが、海外（所在不明）無登録業者との取引は行わないようにしてください。

「あなたの代わりに社債を買い取るので、名義だけを貸してほしい」などと持ちかけられ、安易に応じてしまうと、グルである別の者から「名義貸しは犯罪だ、裁判をおこす」など、様々なデタラメな理由で金銭を騙し取られる、金融商品等取引類似の架空請求詐欺による被害が急増しています。

利用者等への対応状況（被害未然防止広報活動）

被害の未然防止のため、高齢者に注意を呼びかける独自のリーフレットやポスター等を作成し、管内自治体等に広く配布しているほか、講演や街頭注意喚起など、積極的な広報活動を展開しております。



「リーフレット」



「ポスター」



金融機関・警視庁等との街頭活動



「彩の国いきがい大学」講演
(ご協力：公益財団法人いきいき埼玉)



「注意喚起動画」
(ご協力：一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟)

当局ホームページに同様の動画を掲載しております。ご覧ください。

●金融サービスに関する情報配信 「KANTO金融サービスinfo」配信中

◆関東財務局では、金融サービス利用者の保護を目的に、金融サービスに関する知識・情報の浸透を図るため、最近のピクソや注意喚起情報等金融サービスにかかる情報全般を分かり易く解説する「KANTO金融サービスinfo」を配信しております。

No.22(H28.1)
インターネット・バンキングを悪用した
預金の不正送金等による被害に注意!!

関東財務局ホームページで公開中
<http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp032000547.html>



◆ 悪質な投資勧誘の実態について、各地域に出向いてご説明いたします。

自治会など地域の皆様に対し、講師を派遣（無料）のうえ、悪質業者の最近の手口やだまされないためのご注意など、出前講座を行っております。お気軽にご相談ください。

- 悪質投資勧誘の多くに無登録業者が関与しています。金融庁及び当局ホームページに警告書を発出した業者の名称等を掲載しておりますのでご注意ください。
- また、取引の際には、業者の登録の有無をご確認ください（金融庁及び当局ホームページに登録を受けた業者の一覧を掲載しています）。
- 金融商品取引名目以外にも、投資対象として海外不動産等様々な商品への投資を謳う事例が見られるほか、勧誘等に当たって当局や金融庁を名乗る事例についての情報も寄せられています。
- 悪質な投資勧誘被害は後を絶ちません。利用者の皆様には、くれぐれもご注意いただくとともに、不審な情報に接した場合、当局への情報提供をお願いします。